

1 方針名称・策定の経緯

名称: 県産木材の利用の促進に関する基本方針

趣旨: 平成31年3月に制定した「山梨県県産木材利用促進条例」(以下「条例」という。)は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的としている。

条例では、県の責務及び市町村との連携、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民等の役割を明らかにし、日常生活又は事業活動を通じて県産木材の利用に取り組むこととしている。

本方針は、このような考えのもと、条例第8条第1項の規定に基づき、県産木材の利用の促進に関する基本的方向、方策などの事項を定めるものである。

2 背景

- ◆ 本県の人工林の資源量は、35年で約4倍に増加するなど森林資源が充実
- ◆ 国では、公共建築物への木材利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行（H22.5）
- ◆ この法律に基づき、県において「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定（H23.3）※ 県内の全市町村において、同様の方針を策定
- ◆ 新たな木質部材の開発や建築基準法の改正等の状況変化を踏まえ、県方針を見直し（H29.9）※ 県内全市町村も方針を見直し
- ◆ 県及び市町村方針に基づき取り組みを進めた結果、県内の公共施設の木造化・木質化施設数は、H23年度の11施設からH30年度の193施設まで増加
- ◆ 一方、県産木材の用途は、チップの割合が約8割と高く、付加価値の高い製材用が約1割と低い状況（全国は、製材用約6割、チップ用約2割）
- ◆ また、本県の住宅の木造率は76%（全国平均57%）と高いものの、木造住宅には県外や海外からの製材品が多く使用されている状況
- ◆ 公共建築物に加え、民間施設等への県産木材の更なる利用を促進するため、「山梨県県産木材利用促進条例」を制定（H31.3）
- ◆ 民間施設等への県産木材の利用の裾野を拡げるため、商工団体と林業・木材産業関連団体等が連携し、木造化の推進による持続可能な社会への移行を目指す「Yamanashiウッド・チェンジ・ネットワーク」を設立（R1.10）

※ Yamanashiウッド・チェンジ・ネットワークの概要

〈目的〉

民間建築物等に県産木材の利用の促進を図るため、産官民が連携することで

- ・ 木造のイメージを**チェンジ**
- ・ 低層非住宅・中高層建築物を木造に**チェンジ**
- ・ 持続可能な社会へ**チェンジ**

〈構成団体〉



3 県産木材の利用の促進のための方策

■ 県産木材の安定供給の促進

- 1 森林の整備及び保全の推進
- 2 施業箇所の集約化の促進
- 3 路網の計画的な整備
- 4 県産木材の生産能力の向上

■ 県産木材の加工等の体制の整備

- 1 林業・木材産業関連事業者によるサプライチェーンの構築
- 2 品質の確かな製品の加工・供給体制の整備・充実
- 3 需要に関する情報共有の円滑化

■ 県産木材の利用の促進

- 1 住宅等への県産木材の利用促進
- 2 民間建築物等への県産木材の利用促進
- 3 東京圏への販路拡大や海外輸出の促進
- 4 県産木材のブランド化、産地認証の促進
- 5 森林認証の普及、合法伐採木材の流通及び利用の促進
- 6 木質バイオマス利用施設等の整備
- 7 未利用間伐材等の供給体制の整備

■ 公共建築物等における利用

- 1 積極的に県産木材の利用を促進すべき公共建築物
- 2 公共土木工事及び公共施設に係る工作物における県産木材の利用の促進
- 3 県産木材の利用・供給に係る関係者の連携
- 4 中大規模建築物のコスト縮減の工夫
- 5 県産木材の利用促進のための体制の整備

■ 普及啓発、木育の推進等

- 1 県民等に対する県産木材の普及啓発
- 2 県産木材利用推進月間
- 3 木育活動の推進
- 4 花粉の発生の少ない品種の研究開発及び普及

■ 林業及び木材産業を担う人材の確保及び育成

- 1 林業の魅力発信等による新規就業者の確保
- 2 県産木材を使用した建築に必要な人材の確保及び育成

■ 市町村との連携等

- 1 市町村に対する支援
- 2 情報の提供等

■ 施策の実施状況の公表

- 1 実施状況の公表